

平成24年度第2回

地域密着型サービスに関する専門委員会会議録

と き 平成25年3月22日（金）

と ころ 小金井市福祉会館5階 保健会場①②③

平成24年度第2回地域密着型サービスに関する専門委員会

日 時 平成25年3月22日(金)

場 所 小金井市福祉会館5階 保健会場①②③

出席者 <委員>

吉田昌克	高橋信子	相原淑郎
山極愛郎	池田馨	小山茂
山田厚子	酒井利高	

<保険者>

福祉保健部長	佐久間育子
介護福祉課長	高橋美月
介護福祉課長補佐	高橋弘樹
包括支援係長	本木典子
高齢福祉係長	本多英雄
介護保険係主任	森谷知之

欠席者 <委員>

鈴木由香

傍聴者 0名

議 題 (1) グループホーム公募事業者の選定について
(2) 小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の議決結果について
(3) その他

開 会 午後1時57分

(介護福祉課長) それでは、まだ定刻にはなっていないんですが、皆様おそろいのようなので始めさせていただきたいと思います。

ただいまより、平成24年度第2回小金井市介護保険運営協議会 地域密着型サービスに関する専門委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参集賜りまことにありがとうございます。

本日の開催通知のほうなんですが、仮通知の後本通知を、本来であれば会議の1週間ほど前にお手元に届くようにお送りするところが、少々、こちらの事務処理上の問題で遅くなりましたこと、大変申しわけございませんでした。

なお、本日の委員会開催に当たりまして、鈴木委員からご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、毎回のことなのですが、事務局によるICレコーダーの録音方法で、議事録の作成のために録音させていただきますので、大変ご面倒なんですけど、毎回、ご発言の前にご自身のお名前を先におっしゃってからご発言いただくよう、お願いいたします。

はじめに、新任委員のご紹介をさせていただきます。山田厚子委員です。山田委員は介護サービス利用者又はそのご家族の枠でご応募いただきまして、平成25年1月1日付で介護保険運営協議会委員の委嘱をさせていただいたところですが、また、本地域密着型サービスに関する専門委員会の委員を兼ねていただきますので、本日からご出席をお願いいたしております。山田委員、一言ご挨拶をいただければと思います。

(山田委員) 山田厚子と申します。小金井におきまして、要介護5要介護3の父母を同時に、働きながら介護ができるようにということで、サービスをめいっぱい使わせていただいて、見送ることができましたので、そういった経験を何かでお役に立てることがあればなど、または共に考えていけたらなということでご応募させていただきました。よろしく願いいたします。

(介護福祉課長) それでは、酒井委員長、よろしく願いいたします。

(酒井委員長) どうも、皆さん、こんにちは。この専門委員会のほう、2回目になりますけれども、地域密着型の事業者の指定に関することをやっているわけですが、地域でお年寄りの方の支援、豊かな生活をやっていく

というためには、地域密着型のサービスをいかに充実させるかが非常に大事です。

私は三鷹で事業をやっている、ある親しい業者がいるんですけど、小規模多機能型をやっているんですけども、定員になかなか満たないというんですね。今の制度上の問題も多少あるんですけども、人が集まらないということで、赤字で苦しんでいて、今はその経営改善をどうしようかという話で、私は三鷹で少しかかわっているんです。そんなこともありますけど、地域密着型のサービスを充実する。要支援、要介護の方がそこを使うことが非常にいい形になるんだというようなものを、この小金井の地域なんかでできるだけつくっていったらと思っております。

きょうは年度末のお忙しいところ、外では小金井の市議選も何かやっている真っ最中ですけども、よろしく願いいたします。

では、会議に先立ちまして、福祉部長よりよろしく申し上げます。

(福祉保健部長) 改めまして、皆様、こんにちは。福祉保健部長の佐久間でございます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。また、委員の皆様方には日ごろから小金井市の福祉行政に多大なご協力をいただきまして、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

まず、私のほうから1点、報告がございます。現在、福祉保健部におきましては障がい者施を担います障害福祉課という課がございます。本年の4月1日から、障害福祉課という名前を自立生活支援課という名称に変更いたします。

変更理由につきましては、発達支援事業を障害福祉課が所管することになりまして、本年の10月に開設いたします児童発達支援センター、そこを「障がい受容が困難な保護者へ配慮し、誰もが利用しやすい施設にするとともに、障がいの有無に関わらず地域における自立生活を支援する体制を強化する」という目的で変更することといたしましたので、ここでお知らせをさせていただきます。

障がい者施策と介護保険法という関係につきましては、介護保険法が優先すると、現在もそのような形になっておりますが、障がいのある方が65歳に達した場合、特定疾病にある方については40歳以上ということで第2号被保

険者という形になりますが、その方も合わせまして原則として介護保険制度のサービスをご利用いただくこととなりますので、ご報告をさせていただきます次第でございます。

次に、本日は平成24年度第2回目の専門委員会でございます。本日の議題につきましては、次第書に書いてございますとおり、2点ございますけれども、2点目の「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の議決結果について」、この件に関しましては、平成25年の第1回定例会におきまして、この条例を上程させていただき、議決をいただいたところでございます。本条例等につきましては、上程前に委員の皆様方にご協議の上、ご承諾をいただいた内容でございますので、よろしくお願いたします。

なお、まことに恐縮でございますけれども、私は本日、業務の関係上、途中で退席をさせていただきますので、ご了承いただきますようによろしくお願申し上げます。

それでは、本日はどうぞよろしくお願いたします。

(酒井委員長) よろしくお願いたします。障害者の支援課で障害者という名前をつけない課というのは、多摩地区でも……。

(福祉保健部長) 初めてです。

(酒井委員長) ほとんどないですね。

(福祉保健部長) はい。全部ひらがなというところが、どこかはありましたね。障害者支援課というのが。

(酒井委員長) そうですね。自立生活。実態はそのまま課のほうが大事にするというか、目的もね。

(福祉保健部長) そうですね。

(酒井委員長) もしかしたら、これが宣伝になってほかの自治体でも広がっていくかもしれませんね。

(福祉保健部長) ぜひそうになっていただけると良いと思います。

(酒井委員長) はい。よろしくお願いたします。

それでは、議題に入る前に資料の確認をしたいと思いますので、じゃ、事務局のほう、よろしくお願いたします。

(介護福祉課長補佐) 本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、当日の配布のみになります。事前にお送りしている資料はございません。次第と名簿と、資料1といたしまして、「平成25年小金井市（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所 公募手続応募事業者概要 事業者X」というものと、資料2といたしまして、同じく事業者Yというもの。資料3といたしまして、A3の折ってある資料でございますが、「平成25年度開設予定グループホーム及び小規模多機能型居宅介護事業所公募に係る庁内検討結果」でございます。不足等がございましたら、お申しつけください。

なお、会議終了後、こちらの資料のほうは回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

（酒井委員長）はい。わかりました。

それでは、きょうは認知症対応型の生活介護と、あと小規模多機能の2つの事業者の方が応募されているということで、その概要を説明を伺いながら、あと庁内検討の結果も含めて検討をしていきたいと思っております。

資料はよろしいですかね。

それでは、議事に入ります。よろしく願いいたします。

まず、じゃあ、議題の1ということで、グループホームの公募事業者の選定について、お願いいたします。

まず、説明をお願いします。

（介護保険係主任）事務局の森谷でございます。よろしく願いいたします。

前回の委員会においてお諮りしておりました地域密着型サービス事業の公募手続につきまして、引き続き今回、最終選定についてお諮りをさせていただきます。

前回、当委員会におきましてご承認を賜りました公募基準でもって、市では平成25年1月1日から2月1日までの日程で、ホームページ及び市報等を通じ介護予防認知症対応型共同生活介護事業、それから認知症対応型共同生活介護事業、以後はこれらをまとめまして単にグループホームと申し上げます。それから、介護予防小規模多機能型居宅介護事業及び小規模多機能型居宅介護事業、こちらのほうはまとめまして小規模多機能というふうに以後申し上げます。これらの4事業所について公募を実施いたしました。

結果として、期限内に2法人からご応募いただいております。いずれの法人につきましてもグループホーム、小規模多機能についての併設の形でご応募をいただいております。また、将来的には、事業の採算性や人員の確保等の諸条件がそろふことを前提として、新サービスであります複合型サービスの開設も検討していただけるという内諾を、いずれの法人からもいただいております。

続きまして、各法人の具体的なお紹介をさせていただきます。お手元に資料1、2をご用意いただけますでしょうか。公正を期するため、法人名等は現時点でいずれも伏せさせていただきます。本委員会におきましては、仮に、資料1のほうを事業者X、資料2の記載がございますのを事業者Yというふうに呼ばせていただいております。

まず、資料1「事業者X」についてご説明申し上げます。お手元の資料をごらんいただけますでしょうか。

事業者Xは、昭和41年に学校向けの給食用食材の卸売事業者として設立されました。その後、医薬事業部を設立し、現在では調剤薬局の運営が法人の中核的な事業となっております。介護事業は平成11年に事業部門を創設いたしまして、現在では全国で27カ所の介護サービス事業所を運営されております。特徴的なのは、地域ケア会議の取り組み等で全国的にも先駆的とされる埼玉県のとくま市におきまして、市の委託事業である地域包括支援センターの運営を受託されているほか、今回公募にかかりました小規模多機能につきましても、市立事業所の指定管理者として選定を受けているということがございます。

ただし、こちら事業者Xにつきましては、グループホームについての運営実績が今のところございませんで、法人の申請担当者に照会いたしましたところ、平成25年にお隣の西東京市で公募手続が、時期を同じくして開催されているようなのですが、そちらで初めて選定を受けられたというようなことでもございました。

事業者Xの従業員数は1,000名。資本金額は9,700万円。平成24年度3月決算の売上高は約116億円だったそうでございます。事業予定地は東町1-92-1番地ということをご予定しております。立地といたしましては、こちらの書類にはありませんが、連雀通り沿いの武蔵野中央病院にほど近い位置に建設を

予定しております。なお、こちらの住所の表示なのですが、資料に記載がご
ざいますように、住居表示上は1丁目45-18であったそうでございます。現
在は、以前建っておりました古い建物が全部取り壊されて更地の状態でご
ざいますので住居表示がございません関係上、今回の公募に際しましては土地
登記簿上の表示を用いて住所を提示させていただいたということでございま
した。

以上、事業者Xにつきまして概要をご説明させていただきました。

続いて、お手元資料2の事業者Yのほうをご用意いただきます。事業者Y
についてご説明をさせていただきます。

事業者Yは、平成11年に大手不動産会社、福祉系専門学校、医療介護コン
サルティング会社の3社が協同出資の形で設立をされた会社でございます。
介護事業を中心に事業を展開されておりました、周辺事業として介護職種の
人材教育でありますとか介護事業所の運営コンサルティングなども手がけら
れておられる法人です。平成13年には、今回公募にかかりましたグループホ
ームの運営を開始されております。平成20年には、同じく小規模多機能の運
営も開始され、現在では14カ所のグループホーム、6カ所の小規模多機能を
運営されておるといところでございます。

事業所Yの従業員数は684名。資本金額は4億688万4,000円。平成24年度3
月決算の売上高は約25億円だったということでございます。事業予定地は貫
井北町3-37を予定しております、立地といたしましては、小金井街道と
新小金井街道のちょうど真ん中あたり、小金井第一中学の北西側に、玉川上
水を直前に臨む、非常に閑静な住宅街という立地での建設を予定しており
ます。

特徴的なのは、資料2の後ろのほうなんです、計画予定図面を見ていた
だければと思います。今回の立地でございます。こちらの立地についてなん
ですけども、事業所の北側にオーナー様の所有する広大な広場がございま
して、災害時などには入所者の方や近隣の方の一時退避場所としても活用し
ていただけるということでございます。こちらは芝生の広場になっておりま
して、私どもも現地に伺って状況を拝見させていただいておりますが、非常
に開放感のある立地になってございます。

これら2つの事業者の応募を受けまして、市では平成25年2月28日から平

成25年3月15日までの日程で庁内検討を実施いたしました。庁内検討に参加いたしましたのは福祉保健部管理職者6名でございます。結果といたしまして、6名の評価者全員から採点表を回収し、集計いたしました。

お手元の資料3をごらんいただきます。今回の庁内検討の結果が一覧にしております。

こちらの資料3のページをめくっていただきまして、3枚目のところなんですけれども、一番下の段に全評価項目についての合計値、平均値など、最終的な集計をしております。集計値をごらんになっていただければと思いますが、庁内検討の結果といたしましては、総得点、それから評価者数、平均点数で、より高い評価を得ました事業者Xを選定するに至りました。

なお、特に評価の決め手となりましたポイントについてご説明申し上げます。応募された2事業所について、全評価者による採点で、得点差5ポイント以上の差がついた項目は、全27項目のうち2項目でございました。具体的には資料3の、また一番最初のページに戻っていただきまして、右から2列目のところが点差ということで、2つの事業所さんの点差を示しておりますが、その真ん中あたりなんですけれども、網掛けで数字を示した部分がございます。これらの項目が、項目ごとの点差で5ポイント以上の差がついた項目。いわば決め手となった項目となるかと思っております。

具体的な内容といたしましては、設置法人につきまして、上側のほうは「設置法人は、これまで高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監督及び指導の状況からみて、問題がないか」という項目で、こちら6点差がついております。今回の公募において最も大きな差がついた項目でございました。この項目につきまして、評価者から任意のコメントが寄せられておりまして、「Yは他の自治体の指導で事故発生時の対応、人員の配置、職員の理解と認識の不十分さ、感染症処置の不十分さを複数の自治体から指摘されており、再発防止の取り組みも不十分である」というコメントでございます。それからその1つ下の段で、「過去3年間に設置法人は行政機関からどのような指導を受け、それに対してどのような改善報告をしているか」という点については、同じくコメントが寄せられておりまして、「同じような事故が頻繁に起きているにもかかわらず再発防止に向けた組織的な取り組みがなされていないと指導されるなど、改善がなされていない」というふうにコメントが寄せ

られております。こちらは全体で5点の差がついております。

グループホームにおきます人員体制につきましては、特に先の長崎でのグループホーム火災におきまして、改めて夜勤職員の配置の重要性が再認識されているところがございます。このような背景もございまして、こうした審査結果が出たのかなと考えられるところがございます。

以上、庁内での審査結果についてご説明をさせていただきました。

それでは、ここまで応募事業者の概要と庁内審査結果についてご報告を申し上げます。以上までのところで、何かご質問やご意見などございましたら、ここで承りたいと思います。その後で、いずれの事業者さんに新たな介護保険事業者の運営をお任せするべきか、委員の皆様方のご判断を賜りたいと存じますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

以上です。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。きょうは席上配付の資料ということで、かなり細かい中身で、十分に吟味する時間的余裕はないかと思うんですけども、ご質問の中でいろいろ、今の説明とか、あと書いてある中身で何かあればと思いますけれども、いかがでしょうか。

(吉田委員) 先ほど酒井委員長のほうから、三鷹市の例としてこれらの認知症対応の施設について、グループホームについて、定員割れが著しいというお話がありました？ 聞き違いですか？

(酒井委員長) えーとね、ごめんなさい。グループホームじゃなくて、小規模多機能型事業所、デイサービスとショートステイと訪問介護などの20人ぐらいの方をとりまぜてセットでやる事業があるんですが。

(吉田委員) ああ、そちらのほうで。

(酒井委員長) それがね、なかなか人が集まらないという。グループホームじゃございません。

(吉田委員) ああ。認知症対応のほうは非常に応募が、なんというか、入りたい人が多いということ、ちょっとそんな記憶があるものですからね。おやと思ったんですが、それじゃ、私の間違いでした。

(酒井委員長) 事務局のほうから、小金井市のグループの現況ですよ、どういう施設が今幾つあって、受け入れ定員なのかな。全部が守備じゃないかもしれないんですが、その辺の概況をちょっとお知らせいただいて。そのほうが

いいですよ。

(介護福祉課長) 介護福祉課長の高橋です。こんにちは。よろしくお願いいたします。

まずはグループホームです。小金井市内で現在開設しているグループホームは4カ所あります。たまたまなんですけども、今、小金井市内のほうは4つの地域包括支援センターごとに、市を大きく4つに分けていろいろな対応をさせていただいているところですが、それぞれその地区ごとに1つずつのグループホームが、ちょうど設置をされている状態になっております。

また、その中の1つなんですけども、最後にできましたグループホームにつきましては小規模多機能の事業所、先ほど話題になったものが市内に初めて設置をされているところです。

小金井市のグループホームの現状ですが、基本的に定員割れということは、現状、起こしておりません。また、4つのうち3つのグループホームにつきましては、数名の待機者がいらっしゃるといって、常時一、二名とかいう形で待ってらっしゃる方はいらっしゃると聞いておりますし、また残りの1つにつきましては、多分、介護保険の地域密着型の考え方ができる前から事業をやってらっしゃることもあって、今現在、地域密着型のグループホームというのは、基本的に小金井市内にあるグループホームは小金井市民の方に入っていたんですけども、それよりも前に始まっているために、市外の方が入ってらっしゃるようなケースもございます。

また、グループホームを待機されていらっしゃる方に多い最近の傾向といたしましては、通常、グループホームというのは終の住みかという設定では、介護保険の制度の中ではない形で始まっているところですけども、やはりその先の特別養護老人ホーム等なかなか入れないような状況がございまして、法人さんの考え方で、そういう終の住みかとするところがなければできるだけ見るような方向も考えていますとか、また、有料の老人ホーム等を併設されているようなケースがあって、そういうようなところは少し、ほかに比べて待機の方が多というふうには伺っております。

また、先ほど、市内に初めてできた1つの小規模多機能型ですが、先ほど委員長のほうからお話があったとおりに、小金井市内のほうでもなかなか小規模多機能の定員というものがまだ埋まってない状況だということは、同じ

形になっています。開設してから日が浅いことも一つありますが、小規模多機能型の事業所については、なかなか都市部でご利用が進まない状況にあるということは、東京都のほうでも同じような状況がございます。ただ、平成24年度の介護保険制度の改正によりまして、そういうような状況もみまして、あとはできるだけ認知症の方を地域で暮らしていただくためには、小規模多機能型というのは有効な形だということもございまして、先ほどの説明の中にもございました複合型サービスという、訪問看護のようなもので、これを合わせてサービスを提供できるような形というものが、新たに介護保険法の中で設定されたことがございます。そういうこともございまして、私ども第5期の事業計画の中の施設整備に、この小規模多機能型をもう1つ市内に設置のほうを考えているところがございます。

以上です。

(酒井委員長) どうもありがとうございました。

(酒井委員長) どうぞ。小山委員。

(小山委員) 小山です。庁内の検討結果と先ほどの点差の件なんですけれども、「設置法人は、これまで高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監督及び指導の状況からみて、問題がないか」ということ。これはYのことについて特にコメントがされていますね。次の点差の5のところ、過去3年間のことなんですけれども、これも同じようにYのことなんでしょうか。「同じような事故が……」。

(酒井委員長) そうなん……。

(小山委員) ですよ。

(酒井委員長) Y。

(小山委員) Yのこと。そうしますと、例えば具体的にどんなような事故があってどのような対応をしたのか、どこかで資料を持っているのでしょうか。この法人というかこの事業所は、例えばリスクマネジメントにおいて未熟さというか不十分なところが感じられるんですけれども、具体的な事例がもしあれば、教えていただければと思います。

(介護福祉課長補佐) 資料2になりますけれども、事業者Yの資料になっております。そちらにたくさんありますけれども、例えば46ページの一番下「感染マニュアルについて従業員への周知が不十分であり、感染症についての対

策が不十分であったため、改善すること」とか、例えば48ページの下ですと「秘密保持等について」ということで、「個人情報利用についての同意を、利用者の家族から得ていなかったため」とか、あと50ページの下であれば、「十分な検討もなく身体拘束を行っていた事例があった」とかですね。指導の資料が後ろについていますので、そちらのほうをよくご覧いただければと思います。このような改善を要する項目がたくさん出ております。

(小山委員) 要は、具体的な事故としては、感染症が発生して、それに対する再発防止とか対策が不十分だったということ。あとは個人情報の問題ですね。あとは身体拘束。

(介護福祉課長補佐) 37ページの下であれば、「人員基準が満たされていない」という指摘もございますし、43ページの上のほうにも「従業員の員数等について」というところで指摘があります。各項目、下線が引っ張ってあると思いますが。

(小山委員) これは結果的に改善されたんですか、その後の動きは。

(介護福祉課長補佐) 6ページをごらんいただきたいと思います。

(介護福祉係主任) 6ページに載っておりますのが、今回、資料としておつけしております、これ以降の指導の内容についての結果と、その改善報告書の提出状況を一覧にさせていただいたものなんですけれども、一番右から2列目のところが改善報告書の作成の欄になっております。上から5件までについては改善をされて、報告をされたというような内容を記載してございますが、下3段については、ご提出いただいたのが直近であったということもあって、報告書はまだ作成中であって、現状はまだ改善は確認はされていないところでございます。いずれこれは作成をして、提出をされるということでした。

(酒井委員長) これを見ると、複数年に及んでさまざまな問題が生じて指摘を受けたということになりますね。具体的な事業者とかが全部塗りつぶしてあるので、何かを一遍にしようと思っても、まあ、難しいだろうというふうには思いますけれども、これは客観性を担保するためにこうされているということですので。

あと、ほかの委員さんから、どうぞご質問を。

(高橋委員) 高橋です。Xに関してはグループホームの実績はないわけです

よね。そうすると、未知数での出発ということになると思うんですけども、そちらのほうの危険性というか、ないのかということ。あと、やはり小規模多機能でも実績があって、そちらの評判などはどういうことかというのを、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども。

(酒井委員長) 事務局のほう、お願いします。

(介護保険係主任) まず、事業所Xさんの実績がグループホームにないということでございます。その部分については、確かに事業者Xさんの一つウィークポイントかなというふうに思われるところでございますが、実は過去に、グループホームではないんですけども、有料老人ホームであるとかそういう形の宿泊型というか、いわゆる入所していただく施設というものについては、事業者Xさんについても運営実績があるということでございますので、そういったところでのノウハウを生かすような形で、今後に期待をさせていただきたいというところでございます。

あとは、小規模多機能における評判というところなんですけれども、実際にそちらの地域に行って、問い合わせをして確認したということではないんですが、先ほどもお話をさせていただきましたように、現在、地域ケア会議のあり方など、国のほうでかなりモデルとして先駆的な取り組みをされている埼玉県の和光市さんのほうで受託事業、小規模多機能事業所の指定管理者として事業を運営されているというところでございますので、一定以上のレベルは確保されているものというふうに考えてございます。

以上です。

(酒井委員長) はい。大丈夫だろうというご説明。西東京市はもう決定しているわけですね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) 西東京市はグループホームを。

(介護保険係主任) 選定をされたというお話を。

(酒井委員長) されたという。

(介護保険係主任) 事業者さんから伺っております。

(酒井委員長) 西東京市は高い評価をしたということですね。はい。相原さん。

(相原委員) 相原です。2つの事業者の計画の中で、グループホームが主で

あることはわかるんですが、入居者さんが何人予定なのかとか、小規模多機能の中身の予定とか、Yを見ると、小規模多機能のほかに有料ホームとかも入っているんですけど、そういったところの内容を教えていただければと思います。

(酒井委員長) お願いします。

(介護保険係主任) 今回の公募につきましては、いずれのグループホームさんについても、グループホームさんについては定員は18名、2ユニットでのご応募をいただいております。小規模多機能のほうの定員等については、すみません、ちょっとすぐには難しいんですけども、事業者Xのほうですと、登録定員が24名、通い定員が12名、宿泊定員が4名という応募をいただいております。一方で事業者Yさんのほうの計画でございますと、登録定員のほうが25名、通い定員のほうが15名、宿泊定員が6名ということでご提案をいただいているところでございます。

(相原委員) もう1度。Xのほうは、何でしたっけ？

(介護保険係主任) Xのほうがですね、小規模多機能、登録定員が24名、通い定員が12名、宿泊定員が4名でございます。

(相原委員) はい。わかりました。

(介護保険係主任) 事業者Yさんのほうが、登録定員が25名、通い定員が15名、宿泊定員が6名ということでご提案をいただいております。

(相原委員) はい。

(酒井委員長) ほかには。

(介護保険係主任) すみません。先ほどのもう1つのご質問で、こちらが公募した以外のものにつきましては、確かYのほうが、おっしゃるとおりに、図面上では有料老人ホームを併設するような形の計画で出ております。ただ、その有料老人ホームに関しましては、市のほうで指定をする地域密着型ではございませんので、そちらについては東京都のほうで指定手続等をとって認められればという形になるかと思っております。

(相原委員) ただ併設はされるという。

(介護保険係主任) その形での計画を立てていらっしゃいます。

(相原委員) 仮に今回認められなかった場合は、有料ホームだけ単独でやる、そういう形。何とも言えない？

(介護保険係主任) 今回の形なんですけれども、市内では初めてのオーナー型というような形での設置になっています。土地を持っていらっしゃるオーナーの方が土地建物の提供をして、そこを賃貸というような形で借りて、運営事業者の方、今、公募に応募なさってきた事業者さんがそこで小規模多機能であるとかグループホームを運営していくという形になっておりますので、例えばの話ですけれども、こちらのほうで選定に漏れた場合、また選定された場合にその建物を設置の補助金がございます。それは小金井市のものではないんですけれども。それについても、補助金がもらえるかどうかは審査がございますので、それがもらえたとき・もらえなかったときというものについて、事業者側と、あとは土地のオーナー側で一定の契約をしているところ です。

先ほどの資料3のほうのコメントにあるんですけれども、提出書類の中にオーナーと事業運営の事業者側との一定の協定書の写しをいただいているところですが、Yについては、補助金の内示がなければオーナー契約は解除するというような条項が、たしか含まれていたということになっております。

(酒井委員長) 事業規模が事務局から説明がありました。ほかに皆様のほうから。

(山極委員) 山極です。Y事業所のことについてお聞きしたいんですけれども地域密着型サービス、21事業所ある中で、今回、監査指導を8カ所の事業所が受けているという、そういう理解でよろしいんですか。38%ぐらいの事業所が指導を受けているという。

(介護保険係主任) 過去3年間での指導実績ということでご提出いただいたのが、こちらの8カ所ということです。恐らくすべて保険者による実地指導という制度によつての指導でございます。こちらについては、ほぼすべての事業者さんについて毎年行っていらっしゃる保険者さんというのは、あまり数としては多くないかと思っておりますので、ランダムにピックアップをされているような保険者さんもいらっしゃいます。ですので、そういった改善を要する事業所すべてが指導を受けられるということではないと思うんですが、過去3年間の実績で、実際にそういった指導があった実績についてご報告をいただいていると。

(山極委員) 過去3年間の実績の中で、8カ所あるわけですね。

(介護保険係主任) そうです。

(山極委員) オーナー型は小金井市の事業地ではそのような展開ですけど、事業名的には、Y事業所というのは地域密着型の事業所としては法人さんが直営しているというか、フランチャイズみたいな感じでやっているというわけじゃないんですよね。これはフランチャイズというか、その法人の名前を借りて個人がたくさんいろいろ独立採算制でやっているとか、そういうイメージなんですか。それとも、ちゃんと法人が教育指導した人間がきちっと事業所を経営しているとか。なぜかといいますと、指導の件数としては多いんじゃないかなと思ったんですね。だから、法人の中での教育とかそういう人材育成とかというのがどんな形で行われているのかなというが、Y事業所に関してはちょっと疑問に思ったので、お聞きしているんです。

(介護保険係主任) こちら形態としては、今、山極委員がおっしゃっていただいたような形で、フランチャイズという形ではなくて、法人さんが直接に運営を担当されるという形態をとっていらして、小金井の事業所についても同じということでございます。事業者Yさんの資料の55ページを見ていただきますと、「運営法人として、事業所との連絡体制が不十分である」というような指摘も受けていらっしゃるところでございますので、実態としてどこまで支援が法人本部から受けられるかということについては、考慮していただく余地があるかもしれないというところでございます。

(酒井委員長) よろしいですか。

(山極委員) ええ。

(酒井委員長) わりかしY事業者に質問が集中している感じもあるんですけども、どうですか、全体を通してでもよろしいですし。

(高橋委員) 高橋です。私は、今の話をお伺いして、では、じゃあ、X業者のほうはそういう研修ですとか、何か事故が起こらないようなチェック機構というか、そういうリスクマネジメントがしっかりしているのかどうかというのがやっぱりちょっと気になる場所なんです。

(介護保険係主任) リスクマネジメントですとか研修その他の体制ということでございます。リスクマネジメント等については、こちらの公募についても基本的には書面審査ということになりますので、事業所Xさんからも、例えば感染症対策のマニュアルでありますとか緊急時事故対策のマニュアルと

いったものが整備されているかどうか。それから、研修体制が定期的に行われているかどうかという点と合わせて、書類をご提出いただいて確認をさせていただいているというところでございます。

あと、職員関係ということで申し上げますと、先ほどお話をさせていただきました、和光市のほうで小規模多機能を運営されている管理者の方が、小金井のこちらの新しい小規模多機能については、横すべりの形で人事異動でいらっしやっただいて、実際に職員の育成等にも当たっていただくというようなこととお話をいただいております。

以上です。

(酒井委員長) はい。よろしいですかね。

(高橋委員) 和光市というのが先駆的ということで、多分、その後ろ盾ということで大丈夫だろうという感じになっているのかなと思うんですけども、そこら辺はいろいろと調査のほうはされた上でのことなんですか。書面だけなんですか。

(介護保険係主任) 特に実態を、例えば和光市のほうに伺って調査するというようなことは、させてはいただいてないんですけども、管理者の方、新しく管理者に予定されている候補者の方の経歴書も併せてご提出いただいております、平成19年から直近にわたるまで、ずっと小規模多機能のそちらの事業所で運営を担当されているというようなことで、かなり長期にわたってやっただいていらっしゃるということは確認しております。

合わせて、先ほども資料のほうでも確認をさせていただきましたが、指導履歴というようなところでも、こちらの事業所というのは特に深刻なそういった指導のようなものを受けていらっしゃるというような形跡もございませんので、非常に信頼の置ける方ではないのかなというふうに判断をさせていただいているということです。

(酒井委員長) ただ、このXさんは純粋な入所施設は経営されたことがないですね。ほかにないんですよね、有料ホームとかも。

(介護保険係主任) 有料ホームについては実績をお持ち……。

(酒井委員長) あ。持っておられる。

(介護保険係主任) はい。地域密着型では初めて。

(酒井委員長) はい。じゃ、一応、入所施設系の、そういう施設系の事業所を経営はされていらっしゃるわけですね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) ああ、そういう意味での実績はあるという、そういうことですね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) どうぞ。

(吉田委員) 吉田です。そうすると、今の時点、これを審議している時点での市の事務局のお考えとしては、Xのほうだけは合格で認定しようと。Yについては過去の点や法令違反なんかの記述が確かにあるようだから、これは今回は認定しないでおこうと、こういうことになるわけですか、今現在のお考えとしては。

(介護福祉課長) 介護福祉課長の高橋です。小金井市のほうで平成24年からの3年間、第5期といわれるこの3年間に、介護保険の事業所、どういうものを設置しようかという計画がございます。特に地域密着型に関しましては、先ほどもお話ししたとおりに、小金井市内に建った事業所は小金井市が保険者として指定をし、また、そこに入所される、利用される方は原則小金井市の市民の方ということがございます。当然のことながら、事業所の数等の増え方によっては、これから以降の介護保険の保険料等にも影響を与えるようなものになっておりますので、そういうことも踏まえた上での計画を立てております。一応、平成25年中にグループホームまた小規模多機能事業所というものを、1カ所ずつということを用意しておりますので、今回につきましてはそれぞれ1カ所ずつを公募とさせていただき、今回、こちらの応募2法人あったわけですがけれども、そちらについても1つずつというか、1法人の選定というふうに考えているところです。

(酒井委員長) どうですか。

(吉田委員) 吉田です。じゃあ、重ねて、私の考え方ですがね。そういうことであらかじめ1つ選定しようということであれば、比較して、事務局のほうは公平に、公正に見たわけですから、Xを認定する、許可する、認可するということはもっともだと思っただけですね。

ただ、これから先、認知症対応型の施設がどんどん増やさなければならな

い状況にありますから、これから先、26年度以降、かなりちょっと、認知症対応の施設については少し余りぎみにやらなくては、どうもおさまらないんじゃないかなということを感じますけれどね。これは私の意見です。

以上です。

(酒井委員長) どうぞ。

(小山委員) Xのほうですけれども、ちょっと参考に。和光市設立のこの事業所。和光市がつくった、市のものですか、これ、市で管理ということは。指定管理で受託をして運営していく。ということは、和光市というのは小規模居宅事業者というのは相当いっぱいあるんですかね、ほかに。例えば、指定管理だとプレゼンとかやって競争ですよ。形態って。

(酒井委員長) 多分、これを見る限りは市が土地とか、多分、もしかしたら建物についても市がつくるか補助して、で、指定管理者を、多分公募したという。

(小山委員) そうですよ。何年指定かとやるんでしょうけれども。

(酒井委員長) 3年ぐらい。最初、3年ぐらいやって、後……。

(小山委員) 3年ぐらいが多いでしょうね。そうすると、可能性としては変わる可能性ありますね、また次のプレゼンで。

(酒井委員長) まあ、そうです。はい。

(小山委員) その辺が何か不安定というか。

(酒井委員長) そうですね。

(小山委員) そういう、おもしろいというかですね。

(酒井委員長) ただ逆にいうと、市が公募した事業に応募をして、そこで結果として選ばれた事業所ということで見ると、大分グレードが高いという。どのぐらいの応募者かわからないけれども。

(小山委員) ですよ。ですから、書類……。

(酒井委員長) そういうことも言えるかもしれません。

(小山委員) 書類審査だけでなく、現実的にそこの経営者なりが来てプレゼンやって競争するわけですね。そうすると、その審査員というか何というか、その方々がかかり突っ込んでいろいろその場で聞きますよね。ですから、そういう面では安心というか何というか、そういう側面もあるとは思いますが。

それから、先ほど認知症のことについて、ゆるくというか甘くというかご意見ありましたけれども、この前、長崎でしたっけ、高齢者施設で悲惨な火事がありましたね。法令で定める最低基準がありますが、事業者はそれより高いものをめざして行かなければならない、事故を防ぐためにはね。私はそう思うんですよ。最低基準をクリアすればいいという話ではなくて、現実にあれだけの惨事、被害がありましたので。やっぱりその辺は厳しくして見ていく必要があるのかなと私個人はそういう気がいたします。

(酒井委員長) どうぞ。

(介護保険係主任) 今お調べしたところによりますと、和光市さんのほうで高齢者関係の施設で指定管理制度を出されているのは4カ所ございます。そのうちの1カ所を、こちらのX事業者さんが受託をされています。

おっしゃっていただいたように、プロポーザルは定期的に行われているようでございます。実際、設立されたのは平成19年でございます。平成24年の4月から、最初の期が終わって次の期になりますが、引き続き受託をされているというようになっております。

以上です。

(酒井委員長) 設備の基準とかは、この後の議題でもありますよね。そこと関連をします。後はどうでしょう、この事業者Xと事業者Yについて、何かほかによろしいでしょうか。

私のほうから1点伺いたいんですが、先ほどのご説明だと、事業者Xさんは小金井市の一番東の端っこですよね、武蔵野中央病院の近くだということですから。

(介護保険係主任) そうですね。

(酒井委員長) そうですよ。だから井口ですね。要は、地域密着型をですね。グループホームはそうでもないけれども、地域密着型を考えると、市の一番端っこで、多分、あの辺ってあまり人口密集地域もない……。その辺の地域性というのはどのようにお考えかというのを、ちょっとお願いします。

(介護福祉課長) 介護福祉課の高橋です。これがですね、今回の2つの事業所、それぞれ市境により近いところなんです。で、先ほどお話ししたとおり、今現在、グループホームは4カ所あります。また、唯一の小規模多機能事業所は市の貫井北町のほうにあるんですけれども、北側のほうに位置して

いるところがございます。なので、小規模多機能の位置的な問題だけでいいますと、南側に1つというのが、今のXのポイントが高い一つの部分はあるかなと思っているので。どちらにしても市境なんですね。

(酒井委員長) なるほどね。

(介護福祉課長) そういうところがございます、そこについてはどちらも立地的な部分での条件は似たようなものがあるのかなと考えているところで。

(酒井委員長) じゃあ、南にあるということで、そこはしようがないと。

(介護福祉課長) そうかなというところはありますね。なかなか甲乙つけがたいところもあるんですけども。

(酒井委員長) はい。そろそろよろしいですかね。あとご質問は。どうぞ。

(高橋委員) 高橋です。そうすると、もしXの事業者が決まった場合、Yはもう設立しないということですか。

(酒井委員長) 今回はということですね。どうぞ。

(介護福祉課長) つまりは、今回、地域密着型というのは市が指定をしない限り、グループホームであるとか、もしくは小規模多機能というのは、介護保険の制度を使ってそのサービスの提供というのができない形になりますので、現状ではそのサービス以外のところで何かをされるというのは、オーナー様もしくは事業者側の考えるところによるところかと思っております。

また、先ほどの認知症のグループホーム、これからのご要望というのは、確かにおっしゃるとおり、認知症の方、高齢者の方はどんどん増えていくと思っております。ただ、現状で小金井市のグループホームの、先ほどお話しさせていただいた入所の待ち人数なんですけど、十数名で——直近の数字を持ってきてないんですけども、20名には至ってないような状況がございます。ちょうど小金井市では、先ほどお話ししたとおりに、グループホームは2ユニットまでが最大という形で、それ以上の定員のものはつukれない形に、現状、なっているところなんです。ですので、そうしますと1つ2ユニット分のを建てると、現在待っていらっしゃる方は、それでほぼ解消ができるということもございます。

ただ、今後のことを考えると、たくさんつくっておけばいいんじゃないかと、皆さんお考えになるかと思うんですけども、やはりそこは小金井市は、

先ほどの和光市と違って市が土地建物の提供ができるわけではございません。基本的には事業者の方はその事業所を運営していくためには、きちんと定員を確保の上、考えていかななくてはいけないということもあって、まずは1カ所、当市のほうでは考えているところです。

今回、たまたま小規模多機能とグループホームの併設という形で応募がございましたが、前回、実は4つ目のグループホームの建設の際にも、公募したときになかなか手を挙げていただけなかったような状況がございます。多分、小規模多機能のほうはいろいろなところで経営が難しいというお話も出ていますので、そこでグループホームと組み合わせて、それならやってみようというような事業所から手が上がったような経過もございますので、介護保険の事業所の運営については、保険者としてはできるだけ長く、地域に密着してというようなお話がございますけれども、経営側のほうが実際に頑張っていたところが多いので、そういう部分が難しいところかなと考えているところです。

(酒井委員長) 経営の問題ってどうしてもあるものですからね。それと、あとは小金井市として、例えば今後の展開によっては介護保険事業計画を少し前倒しするとか、例えばこういう地域密着型をもっとたくさんやろうとかということがあれば、例えば今回落ちた事業者さんでも、例えば半年とか1年先にはもう1回手が上がるとかということありますよね。

(介護福祉課長) はい。

(酒井委員長) ただ、その間にほかのことをやっちゃえばまた別ですけども。そんな状況ですね。全体的には、なかなかこういうのは公募をしても、手が上がる事業者さんはそんなにはいらっしやらないと。

(介護福祉課長) これまでは少なかったようですね。

(酒井委員長) 特に小規模多機能だけだったら、上がらないでしょう。

(介護福祉課長) 厳しいところがあったかと思います。

(酒井委員長) その辺は、多摩地区でもいいですけど、自治体として制度改正を要望していくとか、ということですね、小規模多機能が地域でうまく経営ができるようにというような形で。そういう方法も必要だと思います。

どうでしょうか、ほかの方、よろしいですかね。

私どもの委員会としては、資料3に基づいて、市のほうの結果に対して意

見をすればいいということになりますね。

(介護福祉課長) 委員会のほうでこの結果、こちらの今回お示しした資料と今回の会議内での質疑を通して、どちらのほうが今回の指定としていただけるかというところの結果を、ここの委員会の中でお示しいただければと思います。

(酒井委員長) はい。わかりました。

トータルの点数、すごい僅差なんですよ。ただ、ご説明とかを含めて、あとはやっぱり今の議論の中で特に注意して見なければならぬポイントなんかにおいては、事業者Yさん、Y事業者のほうにはいろいろと問題点が指摘をされて、それがスムーズに改善をされていないという、そういう意味ではいろんな不安材料はあるということで、市の判定もその辺を見た上で、相対的にX事業者がよかろうということになったわけですが、その判定結果についてはいかがでしょうか。そういう形でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

(酒井委員長) じゃあ、市の判定どおりということで。あとは認知症グループホームに関しては、きちっと第三者評価は入れているんですよ、毎年。やってますよね。

(介護保険係主任) はい。

(酒井委員長) そういうチェックはされている。

(介護保険係主任) はい。

(小山委員) 第三者評価は、大体どういうところがやってらっしゃる。

(酒井委員長) 小金井市はどこのどういう業者が。

(介護保険係主任) 特にどちらの事業者さんでということは決まってはいないです。東京都の指定を受けられた事業者さんに依頼をしていただく。

(酒井委員長) ただ、都の指定を受けた事業者って、200とかあるんでしょう、今。

(相原委員) よろしいですか。

(酒井委員長) どうぞ。

(相原委員) うちの法人でグループホームやっていますので、第三者評価は受けているところなんですよ。ただ、基本的には毎年受けるような形になっているんですけど、第三者評価を受けた結果の中身のある部分のところは、

何というか、ある一定以上の評価ができている場合には毎年受けなくても構わないというような、免除される部分はございます。で、東京都のほうから第三者評価を受ける際に、第三者評価ですとか介護サービス公表制度ですとか等もいろいろ調査項目がありまして、そういったものと一緒に、東京都が選ぶこの業者だと一緒にできますよとかというのを私どもは使って、その何社かあるうちの1社に第三者評価をお願いしたという経緯はありますね。もちろん、いろいろな法人さんで探されてやるのも結構だしという、その辺の自由はあると思います。

(酒井委員長) まあ、平成16年ぐらいから始まってますので、初期のころは、どこどこに頼むといい結果が出るぞみたいなね。ここは福祉系にちょっととか、いろいろそんなのがやっぱりありましたよ。保育園とかも受けたり、当然してますから。ただ施設系では、特にグループホームに関しては密室性が高いということで、毎年、当初は義務づけをしていますし。例えば子どもの施設だと認証保育所とかは受けるのはできないになっていたり、そういうことはやっぱりありますね。それが東京都の福祉ナビで公に出されておりますので、それで市民の方がそういう施設評価の結果をある程度は知る機会があるということになります。

よろしいですかね。じゃあ、そういうことで、この委員会といたしまして事業者Xでお願いするというふうにしたいと思っております。ありがとうございました。

じゃあ、次に議題の2ですね。議題の2番小金井市の地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営基準の条例の結果につきまして、お願いします。

(介護保険係主任) 先ほど福祉保健部長の佐久間のほうからも少し言及がございましたが、以前の委員会においてお諮りいたしておりました地域密着型サービス事業の基準条例について、その後の経緯をご報告させていただきます。

以前、委員の皆様方にご意見を伺いました条例案につきましては、平成24年第4回小金井市議会定例会に議案第88号「小金井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」議案第89号「小金井市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準を定める条例」として上程をいたしました。

両議案は閉会中の継続審査案件とされまして、厚生文教委員会に付託された後、平成25年第1回小金井市議会定例会におきまして可決をされまして、平成25年4月1日、来月の1日から施行される運びとなりました。

可決に当たって、こちらの委員会のほうでご審議をいただいた内容と条文の修正等を行われておりません。

条例案策定中におきましては、委員の皆様方に多くのご意見、ご指摘、ご議論をいただいております。ここに重ねて御礼を申し上げるとともに、無事条例が成立いたしましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

(酒井委員長) 一応、今回の、今の3月議会でいいですかね、25年第1回の議会で議決をされたと。一応、満場になるの？

(介護福祉課長) 満場ではなかったです。

(酒井委員長) そうなんですか。

(介護福祉課長) はい。ちょっと簡単に。

(酒井委員長) どうぞ。

(介護福祉課長) 平成24年の12月の議会の最終日に上程となってしまいました。というのは、やはり国の内容そのままにということでしたが、条文の条項等そろえるような、それだけでも相当の時間をかけざるを得なかったような状況がございまして、閉会中の議論になったところです。厚生文教委員会のほうに付託をされまして、ご質問も何点か出たところです。実際の条文の内容に関してのものというのはあまりなかったんですが、まずはこの条例を制定することによってのメリット・デメリットは何かというようなご質問がありました。基本的にはそれまで平成18年度から行ってきた地域密着型と同様の国の基準のものを、そのまま横引きにしていることをご説明したところです。ただ、今後、市のほうで一定勘案できる条文につきましては、今後の状況の必要性に応じて市のほうで変えることも可能になったということがメリットだというようなこととお話をさせていただいたところです。

もう1点、それはもしかすると本会議のほうでのご質疑だったかと思いますが、こちらにつきましては、地方分権の関係で、この条文に関しては全国的に各保険者のほうでの条例化を図るといった形になっています。介護保険以

外にもいろいろなものが同じように、それまでは国のほうの省令等だったものが、市町村で一定の条例化もしくは規則化というものが求められたようなことがございまして、そちらについて、市役所についてはそういう事務的な負担が多くなっている中で、一体どれだけ各市に自由度が与えられたことになるのか、権限が与えられたことになるのかというようなところの議論に通じていったというところがございますので、実際の内容でこれからこの地域密着型のサービスが大きく変わるのかどうかということにつきましては、特に変更がないというようなご説明をさせていただいて、ご理解を得たところでございます。

（酒井委員長）そうすると、主には地方主権、地方分権の問題との絡みで、今回、ここの委員会もまさにそういうことで、介護保険の事業施設を市が指定をするという形にね。数年前までは都がやっているものでしたけれども、まあまあ基礎自治体に下りてきているということなんですけれども、そうすると、余計に、それでも賛成しない会派があるというのはどういうことかなと思いましたがけれども。特に中身に立ち入った議論があったわけじゃないということですね。

（介護福祉課長）ほとんどありませんでした。

（酒井委員長）じゃあ、それはそれとして、先ほど小山委員さんのほうから、グループホームで火災の問題なんかに関連づけて施設設備の基準についてちょっとお話がございましたので、もう1度、いい意味で繰り返していただけますか。

（小山委員）こういう条例とかですね、当然あるわけですがけれども、それをクリアしていればいいということではなくて、より安全で良質のサービスを提供するために、やっぱり事業者側としての基本的な姿勢といいますか、そういうことを守っていただきたいということがありますので、そういうものをぜひ奨励していただくといいですか、そういうことを何かの機会にいろいろご指導なり助言をしていただければありがたいということでございます。

（酒井委員長）関連では、前にもお話ししたかもわかりませんが、私は自分が、もう何年も前ですけど、認知症のグループホームの仕事なんかも含めて担当していたことがありまして、三鷹でオーナーがつくって事業者に貸す形なんです、今回に似ているんですけども。

そのときに、A事業者さんはスプリンクラーをつけない。B事業者はスプリンクラーをつけることを、全国展開をしているんですけど、条件にしていると。結果、オーナーさんはコストの問題で——どこのオーナーさんとは言いませんけれども、有名な企業ですけど、スプリンクラーを設置しないでやりたい事業者さんを選んだんです。そういうことが実際、私の体験として過去にあります。多分、それと小山さんのお話とかなり関連つきます。

これは、ですから、市が事業者を公募したりするとき、または事業をチェックするときの視点の問題なんですけれども。ただ、それをやるとものすごいコストがかかったりとかということがありますので、採算が合わないとかいうことも出てくるだろうと思いますけれども。

(小山委員) 経費の削減で、例えばさっきのプロポーザルですが、競争ですから経費は多分、抑えられていくと思うんですけども、一方でサービスなどはいろいろ工夫をしていただければと思うのです。さっきの、Yさん、見ているといろいろ不備があるようです。まあ、それはいろいろな知恵の中でリスクを軽減できるということもあるでしょうから、全体としてよい経営をしていただくということが必要なと思います。

いろいろ財政的な支援ということも必要だろうし、行政としてもいろんな問題があると思うんですけども、そういうことも含めて、大勢の命が失われたりそういうひどい悲劇が起きるようなことは避けなければならないし。あるいは、終末期を迎える方々が本当にいい人生の最後、迎えられるような条件にしていくべきだろうなというふうに、私は思ったわけでありませう。

Yさんね、福祉系専門学校とか医療コンサルティングに出資しているというのを見たら、がっかりしちゃいました。

(酒井委員長) 経営面できつくて、人員の体制とかもなかなか改善できなかったりとか、そういうことがあるようですから。関連づけて、ほかの方。

(吉田委員) 吉田です。小山さんから今ご発言があったんですが、基本的に、これね、法令にはっきり違反するようなことをこの席で認めるわけにいかないというのはあるわけですよ。ただね、ただ、経営が成り立たないような制約条件については、一考を要するんだと思うんですよ。そういう需要が確実にある。じゃあ、厳しくしてそれを全部認めなければいかと。委員会としては安全です。けどもね、そういう実態に対応できない制度、それはやっ

ぱりよく吟味しなきゃいかんので。それは、何でもかんでも厳しくやればよいということではないんじゃないかと。これはね、利用……、何ていうか提供する実態も考えなきゃいかんということですね。これは、あえて反論しましたけど、そういうことです。

(酒井委員長) まあね、両方うまく調和が取れば一番いいわけですね。

(吉田委員) 悩ましい問題です。

(酒井委員長) 介護保険という制度自体が、いいサービスをやるためにはコストがかかるようになる。そうすると、結果、市民の介護保険料負担が増えざるを得ないという、そういう循環性を持っているので、そうすると多分、解決するためには公的なお金が今よりたくさん導入する制度にするとかですね。

それこそ、多分皆さんの記憶にあるかと思いますが、介護保険が始まる前というのは、ものすごい介護保険制度の制度設計をどうするかというのは政治の中の議論であって、ある政党なんかは全面抗議だけという。多摩地区のある市の市長さんもそういう主張を、論陣を張っておられた、平成11年ごろですけどね。そういうこともあります。最初の制度設計を、北欧型にするとか、ヨーロッパ型なのか、アメリカ型なのかみたいな。ドイツのを日本が手本にしましたけれども、最初はそういう議論があったんです。

今は結果的に、公費は50%、残り50%を保険料で。それもお年寄りとお年寄り、健康保険を払っている方たちが負担をする。最初は1対2でしたけれども。そういう形の制度の仕組みがあるので、場合によってはそこを見直したり、本来はしなきゃいけないのかもしれませんが。じゃないと、残り50%のお金も、全体を膨らませようと思うと、介護保険料を増やさざるを得ないんですね。そうやると、例えばグループホームとか小規模多機能にも高い保険点数のサービスが展開できれば、いいスタッフがきちんとそろって、いいサービスができるようになるわけですけども、なかなかそのやりくりが大変だと思いますので。

おとし、一定程度は改善されましたよね、3%プラスというようなことで。されましたよね。

(小山委員) すみません。吉田さんに反論するわけじゃないのですけれど。

私は福祉の現場に、35年ぐらいいましたけど、最後の5年ぐらいは重度の

知的障害や、自閉症の方々が非常に多い施設でした。最重度ですので、標準的な知能検査をやってもなかなか判定ができないような方々。言語によるコミュニケーションがほとんどできない方々の施設だったんですけれども。

おっしゃるとおり、私も最後はプロポーザルで、やっぱり指定管理者制度だったんですね。競争ですからコストを抑えなきゃならないし、いろいろ工夫しなきゃならないということで、大変苦勞するわけです。

ただそこで、どうあっても絶対に事故を起こしちゃいけない。これはもう大前提ですから。そこを、このYさんには悪いんですけども、いろいろ指摘のあるようなことをやっているわけですよ、倫理綱領から始まって防災計画とか、あるいはリスクマネジメント。例えば、どんな小さなことでもインシデントレポートを必ず職員が出すことにするということはやりますし、それから、ここに個別支援計画とか書いてありますけど、こういうのを利用者本人の意向とか家族の意向を聞かないでつくっちゃうなんていうのは、とても信じられない。ざっと見た中でちょっとあったんですけども。そういう基本的な、基礎的なことができてないと、やっぱり事故は起きます。経費をどう有効に使っていくか。これ税金ですからね、それも考えながらやらないといけない。

私があったかないかは別にしまして、そういう経営能力といいますか、全体的に未熟さがあると、やっぱり事故は起きると思うんです。その結果、大変なことになりますから、そこはどうしても避けなければならないことです。ですから施設全体として、あるいは事業者としてきちんとやるべきことはやるべきだろうと思うのです。

私のところも大通りの隣にあって、塀がない施設でして、飛び出しなんかするんですね、24～25才の非常に体の大柄な利用者が。そういう子を施設の入り口で職員が、二、三人が捕まえようとするので、ドタンバタンするわけです。何やってるんだろう、ふざけているんじゃないかと思われるぐらいの、そういうような状況があったこともあります。

自閉症特有のこだわりとか、説明してもなかなかわかりづらいところもあるんですけども、そういうものに対して、場の構造化なんていうことをやるわけですね。そこで安定をするような区域をつくって日常的に対応していくんですけど、それでもパニックになったりして、非常に命の危険にさらさ

れるようなこともありました。しかし、それにきちんと対処し安全に配慮して利用できるようにしなければならないということがあります。

そういう自分の経験からしても、先ほどのことをあえて申し上げたということでございます。何でもかんでも厳しく言って、全部これじゃだめだというわけではないんですけれども、よりいいものをつくっていただきたいということなのです。

(酒井委員長) ほかの委員さんからはどうでしょうか。関連性なくても結構です。よろしいですかね。

(高橋委員) 高橋です。今度の児童発達支援センターも施設内の協議会みたいなものをつくる予定でいるんですね。それは、その中の施設を利用する人たちの声を吸い上げるという意味合いもあってつくるということになっているんですけれども、こういうグループホームでの施設を利用している方の意見というか要望というか、ニーズというか、そういうものを吸い取る機関というのはあるのでしょうか。

(介護保険係主任) こちらにつきましては、先ほどもご審議をいただいております運営基準の中で運営協議会、運営推進会議というものを定期的に、目安としては2カ月に1度程度ということですから、年に6回ぐらいですか、利用者の代表の方、地域の代表の方、それから包括支援センターですとか市役所の職員といったような行政の代表といったメンバーを集めて開催をさせていただくということが義務づけられてございます。

以上です。

(高橋委員) すみません。今、現にある4つのグループホームも、もうそれは行われているんですか。

(介護保険係主任) 行われております。はい。

(酒井委員長) あとは、第三者評価のときにも、利用者の意見とかちゃんとやっているかというのを、評価項目が入っています、たしか。

どうぞ。

(相原委員) うちでやっている事例はですね、2カ月に1回、今言いました運営推進会議というのを年6回やっています。そこには、うちの基本としてはグループホームの入居されている方とかも含めて、家族、地域包括、あと民生委員、町会の役員さん、あと市役所の方、その他必要に応じて呼ぶよう

な準備はしています。最低限、今言ったところの方たちは何らかの形で来られていまして、特に民生委員さんですとか町会の方には頻繁に来ていただいています、グループホームで行われている日常生活の状況のことをお話ししたりだとか、逆に地域にある情報をいただいたりというようなことで、なるべく地域と交流を図るようなことをやっています。

それ以外にも家族会みたいな形のものもやっていますので、個別で何かご相談がある場合はそういった家族会でお話を聞いたりだとか、逆に事業者側から何かお伝えしなければいけない、例えば利用料の変更等についてもそういった場でお話ししたりだとかというふうにして、公にしながら、いろんな話ができるような形にはしています。多分、ほかのいつも行くホームさんもやっていると思うんですね。

というのは、今4つのグループホームで事業者会議というような形で情報交換をやっていますので、そこでその都度、グループホームで役割を決めまして、今回はうちはこのことをやろうということその都度やることによって、職員のモチベーションも上げるし、逆にほかでやっている運営の仕方なんかも、自分のところのことしかわかりませんので、そういうものを参考にさせていただいて、いいものだったらうちでもやろうかというようなことで、いい情報交換はやっているつもりです。

(酒井委員長) そうやって、特に地域密着型なので、地域の民生委員さんとか町会長さんとか町会役員さんとか、そういうのは非常に大事だと思いますね。

ただ、なかなか難しいのは、同じ地域性があると、家の中の、何ですか、まあ、ちょっとポジティブではない問題が地域の方々に知られちゃうという問題もあるわけじゃないですか。都市型で、そこに住んでいるところの方々とそれを嫌がるというおうちもまた一方にいらっしゃる。同じエリアにそういうサービス機関があると、そこは使いたくないとか。例えば、今まで立派だったおじいちゃんがちょっと認知症になっちゃったとか、それを見せたくないとか、そういうご家庭だって当然おありになるので。同じエリアでも、そこを達観しちゃえば、そうすると小規模多機能もはやると思うんですけど、そういう意味では、そんなことがありますね。

ほかにはいかがでしょうか。どうですか、きょう初めてでちょっと戸惑い

がおりかもしれませんけど。

(山田委員) いえいえ。預ける側としてはやっぱり安全が一番かなど。ただ、やっぱり働く方々の賃金の安さというの、常に、預けていてもやはり気になるんですね。自分たちができないことをしてくださっているの、この方々たちのお給料が底上げされればなと思いがらいるわけなんですけれども。

ただ、これっていうのは、これからどんどんお年寄りが増えて、在宅ではだんだんと、自宅自体が看れない環境の方が多いいんじゃないかなという中で、やはり受け入れられる器が数多くほしいというのもあるし、その中で、限られた保障の中で、まず、お金で預けられない人というのがやっぱり出てくる人もいると思うんですね。そういう中で、置いていかれるお年寄りがいないように、どうにか、人生よかったなと思えるような施設がぜひ要るかなと思います。

(酒井委員長) ありがとうございます。ぜひ市と民間が協力して、そういう施設が、事業者がどんどん入ってくることを願いたいと思います。

じゃあ、議題の2はそういうことで、一応、市からの報告を受ける形で条例が無事、議会を通って、4月1日で施行されるということでございます。

次、議題の3ということで、その他ということなんですが、事務局のほうからどうでしょうか。

(介護福祉課長) 今のお話に1つ、関連して、情報の提供というか、あるんですけど。

先日の長崎の火災の後、東京都等からはグループホームと似たような施設について、まずは設備がどうなっているかの調査等がございました。市内4カ所のグループホームについては、先ほどお話がありました、スプリンクラーみたいなものはすべて設置がされているような状況でございます。ただ、実際には、先ほどお話がありましたとおりに、夜間の人員設定につきまして、現状の基準を満たしていても、本当に大丈夫かというところはあるかと思えます。

ただ、経営的な問題等も含めまして、やはり事業所だけでは難しいソフトの面というのは、日ごろからの地域とのつながりを大事にさせていただく。例えば、当然、義務づけられている防災訓練とか避難訓練のようなものも各施設で行っていただいています。そういう際には地域の方にもお声掛け

をして、できるだけご参加をお願いするとか、そういうようなことをしている事業者さんもあると聞いております。やはりそういうような結びつきの中で、いざというときには何か支援の手を伸ばしていただけるような部分も必要になってくるかなと思っているところです。

そのような形で、あとは消防署の関係ですね、そちらのほうでもいろいろな調査等含めて始まっております。あとはハード面のスプリンクラーの基準等は、先ほどお話あったとおりに、基準が厳しくなるかもしれないというのと一緒に、そういう設備を基準外でもつける場合の補助金制度が考えられないかというような形で、今、国等のほうで動き始めておりますので、そういうところは今後、利用できるものは利用していただきながら、安全な運営を考えていただくように、情報提供がしていければなど考えているところです。

また、次回のこの会議なんですけれども、次回は5月ぐらいに全体会のほうを予定しているところです。平成25年度に関しましては、この地域密着型の委員会のほうについては、その必要性が出てきたときに随時、ご連絡をさしあげて開催をさせていただくような形になるかと思いますが、既に期間が経過をして更新の手續等はあるというようなところは、今のところはないような状況になっています。ただ、それぞれ、例えば他市で、もしくは小金井市のグループホームに空きができた場合で、他市の方の受け入れ等のお話があった場合に、随時、皆様にご意見を伺うようなことがあるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

(酒井委員長) ありがとうございます。今のご説明で、何かご質問とかありますか。その他でも構いません。よろしいですかね。

(高橋委員) 2点よろしいですか。

(酒井委員長) はい。

(高橋委員) 1点目は、小規模多機能というのは認知症に特化しているものではないですね。その確認と、あともう1点は、地域包括センターが東西南北とあるんですけれども、その地域のつながりという部分で、例えば、何ですかね、回覧板なんかに地域包括だよりみたいな、そういうものを配るとか、そういうことをしながら地域の皆様と距離を縮めるとか、そういうようなことはなさっているのかなと。ちょっとその2点。

(酒井委員長) まず、事務局のほうから2点、よろしいですか。

(介護保険係主任) 小規模多機能の事業所について、認知症の対応状況ということかと思えます。

運営基準上は、小規模多機能の管理者さんですとか従業員の方についても一定の認知症対応の技術についての研修を受けていただくというような規定がございますので、十分対応はできているはずでございます。それはほかの認知症対応型と名前のつくような事業所と同じように、認知症の方しか受け入れてはいけないということではないですけれども、認知症の方じゃなくても十分に受け入れは可能であるということでもありますし、また、お泊まりのときも日中のサービス提供のときも同じ事業所さんの事業者の方が対応していただくというのは、認知症の方にとってみれば、顔なじみの方が常にケアに当たっていただくということになりますので、非常に効果も高いのかなというふうに考えてございます。

(酒井委員長) どうぞ。

(包括支援係長) 2点目に質問がございました地域包括支援センターとの絡みということでございますが、小規模多機能という名前、そしてそこはどのようなサービスが受けられるところかということが、なかなか市民の方にわかりづらいところがあるかもしれないと思っております。

そのため、包括支援係では、まず、介護の事業所向けに、小規模多機能がどういったところかということを知ってもらう、そして事業所から利用者の方に勧めていただくという手段の一つとして、「ケアマネ通信」という、包括支援センターが事業所向けにつくってウェブで送信しているんですが、そういった中に記事を盛り込むですとか、それから、自治会向けに、包括が回覧板のようなもので「包括ニュース」というものをつくっており、その中でも紹介をしています。まずは、そういったものがあるんだということを知ってもらう工夫をしています。介護事業所は「小規模多機能があることは知っているけれども、なかなか行ったこともないとか、利用者にどういうふうに紹介しようか迷っているなどの話も聞いています。以上のように、事業所向けと市民向けに手法を変えたアプローチを行っているところです。

(酒井委員長) わかりました。どうぞ。

(小山委員) 事業の内容が多少違いますので、参考になるかどうかわかりませんが。

私は以前、知的障害の、昔でいう通所更正だったんですね。何と云ったらいいんだろう、やっぱり奇声をあげたり動きが激しかったりすることで、地域の方々のご理解を得なければならぬということが、当然出てくるんですね。当然そういう方々はありますけれども、それ以外にもいろんな工夫をしましてね。回覧板を回すとか、あるいは施設の祭りに全面的に地域の協力を得ちゃうと。商店街に入ってもら、自治会に入ってもら、ありとあらゆる人に入ってもらいました。

また、私がやったのは、中学校との協力というのがあります。例えばうちの利用者がどこかへ買い物なんかに行っているときに地震が起きたら、中学生に駆けつけてもらって、そこのお店まで職員と一緒に迎えにいらして、そして施設まで帰ってくるというような、そういうシミュレーションみたいなことをやったことがあります。あるいはコンビニから水を持ってきてもらうとかですね。そうやっていろんな工夫をしながら安全への配慮ということをしなが、理解を得ていくと。

ですから、地域の資源と云ったら怒られるかもしれませんが、いろんな方々、組織、人々がおりますので、そういう方々の協力で、どんどん中に入ってきてもらって、理解をはかり、協力を得ていくと。震災なんかの場合はみんなの問題として考えてもらうというようなことをやった経験があります。

それが1つ、参考になるかわからないですけど、そういうように行ったり来たりして、どんどん施設に招き入れる。ボランティアも、ボランティアが入ってくるということは、それも一つの第三者評価じゃないですけど、オンブズマン的な役割も果たすわけですね。常に他者の目がありますから。

それから、さっきの財源の問題で、例えば民間財源とか。例えば共同募金とか、あるいは民間企業とか、非常に多くのものがありますよね。それが直接いただけるかどうかというのは、事業の内容によっても違うんでしょうけれども、そういうものを活用していくというようなことも必要でしょう。

確かに職員の方の給料が安いとか、これは社会的に考えていかなきゃならないことだと思うんですね。そういう制度の問題とか、これはいろんなところで声を上げていくということが必要でしょう。ですから、多面的な取り組みの中から事業を推進していくということが望ましいという気がします。

(酒井委員長) よろしいですかね。いろいろ、あの手この手で、特に地域の

中で認知してもらおうといたしますか、という形で。特に中学校というのは、中学校区というのは大体、地域包括センターと重なっているわけですね。どこでもそうだと思いますけど。そういう意味では、中学校エリアというのが一つの目安の地域ですから、その辺をベースにいろいろ考えられるといいのがあると思います。

よろしいですかね。じゃあ、一応、そういうことで、今回の第2回は終了したいということです。

じゃ、次回は5月に、今度は全体会議ということで、新年度はまたごきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉 会 午後3時35分